

## 苦 情 ・ 要 望 等 受 付 票

提出日	令和 5 (2023) 年 3 月 1 4 日 (金)	※太枠内をご記入ください。
ふりがな		
氏 名	[REDACTED]	
住 所	[REDACTED]	
電話番号	[REDACTED]	
E-mail	[REDACTED]	
内 容	<p>環境定点測定場所について、現在、新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター、上落川公園の4カ所あるが、北川原公園を追加して欲しい。理由として、(質問者様の) 居所の近くに定点測定の測定場所が無い。また、ごみ搬入路において、特に悪臭の測定は他の場所より優先する必要があると考える。</p> <p>実施が不要という判断がなされる場合においては、現在実施の5地点での計測結果により安全性が確認され、「他の観測地点での計測は必要なし」との科学的かつ合理的な説明を望んでいる。例えば方角にかかわりはない、距離的に他より影響は考えにくい等の答えである。</p> <p>また、環境定点測定は法的な必要性の有無はあるか。自治会要望の元実施するのであるなら、当方の自治会に働きかけを行うことも考えている。</p>	
対 応	<p>環境定点測定は、法的な必要性はないものの、周辺5自治会の意見をもとに実施している事業となっている。</p> <p>要望については、浅川清流環境組合と周辺の5自治会それぞれと締結した環境保全協定の第7条に基づく「浅川清流環境組合 苦情・要望等対応手順」(周辺5自治会の住民に特定するものではありません) に則り、専門家委員会で専門家の意見を聞きながら、対応を検討させていただく。</p>	

## ※ 個人情報の取扱いについて

法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。